

農地法第3条許可申請手続き

- 農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどを説明いたします。
- 申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を30日と定め、迅速な許可事務に努めております。
なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

◆申請から許可までの流れ

- 申請についての相談



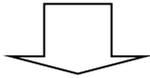
◇農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いします。

住所: 日南市中央通1-1-1別館1階

電話: 0987-31-1148

- 申請書の記入

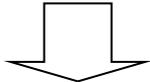
必要書類の確認



◇申請内容に応じて申請(事務局にあります)

必要書類一覧をご参照ください。申請内容に応じて必要書類が異なります。

- 申請書提出前の再確認



◇記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。

◇申請前にもう一度、記入例や必要書類チェックリストを確認ください。

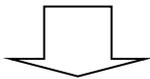
- 申請書の提出 / 受付

◇農業委員会に直接提出してください。許可書の交付までの流れを説明します。

◆農業委員会の流れ

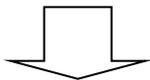
- 申請書の提出 / 受付

◇標準受付期間は毎月9日から15日。15日が土曜日の場合は前日、日曜・祭日の場合は翌日(連休の場合は前日)まで



- 申請内容の審査

(農業委員会総会)



◇申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第3条の許可基準に適合するかなどを審査し、必要に応じて申請者に確認します。

◇地区農業委員が調査を行い、農業委員会総会で許可・不許可について意思決定を行います。

- 許可証の交付

◇農協委員会事務局でお渡しします。(受領印持参)